

**「借金、マイナス財産＝負債相続」支援の専門家、司法書士法人 ABC  
相続難民にならないための広報紙『相続救急 110 番』第 13・14 合併号  
相続法の大改正 配偶者の相続はどう変わる？  
～新設された「配偶者居住権」専門家が解説～**

「負債相続」支援を専門的に手がける、司法書士法人 ABC（本店所在地：大阪府大阪市中央区、代表：椎葉基史、以下「ABC」）は、「相続」に関して一般人が見落とししている落とし穴や、盲点となっている知識を、時事や季節要因と関連させ、時宜を得た情報として実際の事例などを交えながら紹介する広報誌『相続救急 110 番』の第 13・14 合併号を 2018 年 8 月 20 日に発行します。

本号では、7月6日に可決・成立した相続法の大規模改正の中でも特に注目を集めた「配偶者居住権」について、分かりやすく解説しています。

**■広報誌『相続救急 110 番』**

■ 発行社：司法書士法人 ABC

■ 発行日：第 13・14 合併号／2018 年 8 月 20 日

■ 配布対象：報道機関、弁護士・税理士、保険代理店など取引先、相談者

■ 内 容：1)「相続」どう変わる！？～やさしい法律講座～

◎「残された高齢配偶者の生活を保護

創設された配偶者居住権とは

…昭和 55 年以降、約 40 年ぶりとなる今回の改正によって、今後の「相続」がどう変わるのか？私たちの生活や将来にどのような影響があるのか？を分かりやすく解説します。本号では特に注目された「配偶者居住権の創設」について特集しています。

2)セミナーレポート

**■司法書士法人 ABC 概要 <http://www.abc-jsc.com/>**

ABC 代表の椎葉基史は、相続の現場に直面した際に、相続の仕組みを知らない人、あるいは専門家の負債相続に対する知識不足により適切な選択ができず、いわば「泣き寝入り」している人が多いことから、2011 年「相続放棄相談センター」を開設、以来、業界に先駆け、いち早く負債相続で困窮する人の救援に乗り出しました。現在までに 3500 件以上に対応、2017 年は年間受任件数 730 件にのぼり、同業者を含む専門家からの依頼も増えています。2016 年大阪事務所内に全国初の限定承認専門相談窓口「限定承認相談センター」を設置しました。

・事務所名：司法書士法人 ABC

・代表者：椎葉 基史

・所在地：【大阪本店】大阪市中央区大手前一丁目 7 番 31 号 OMMビル 15 階

代表 TEL. 06-6232-8797 FAX. 06-6232-8798

：【東京支店】東京都千代田区神田平河町 1 番地 第 3 東ビル 6 階

TEL. 03-6823-0771 FAX. 03-6369-3843

・業務内容：不動産登記、会社法人登記、相続、民事信託、成年後見、債務整理、裁判関係業務等

・グループ：ABC アライアンスグループ

行政書士事務所 ABC 株式会社アスクエスト

**■本件に関する報道関係者お問い合わせ先**

司法書士法人 ABC 担当：岡田（06-6232-8797）

メール：[press@abc-jsc.com](mailto:press@abc-jsc.com)